

日本弁護士連合会臨時総会報告
2021年12月3日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2021年12月3日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会37会、出席弁護士数のうち本人出席が294名、代理出席が8,197名の合計8,528名であった。

また、事前に弁護士会から書面によって提出された議決権の数は15個、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は1,452個であった。

なお、外国法事務弁護士の本人出席は1名、代理出席が18名、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は2個であった。

総会は、淵上玲子事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

開会前に事務連絡として、総会開催に当たっての新型コロナウイルス感染症防止対策について御案内を申し上げる。手洗い等の実施、アルコール消毒液の使用及びマスク着用にご協力をお願いする。

クレオ内の密集を避けるため、クレオ外及び日弁連の会議室にも議場を設けているので、クレオが満席になった場合は、それらの議場に御案内する。

受付に、体温を確認するためのサーマルカメラを設置している。受付を済ませた皆さんは、既に体温測定にご協力いただいたということである。検温にご協力いただけない場合、検温の結果、37.5度以上の発熱が確認された場合、体調不良と見受けられる場合、マスクを着用いただけない場合は入場をお断りさせていただいている。開会後に、体調不良と見受けられる場合、退出をお願いする場合がある。御発言される際は、必ずマスクは着用したままでお願いする。マスクをお持ちでない方は、事務局まで申し出られたい。

今回の総会は、各弁護士会及び支部の会議室でのインターネット中継による傍聴を導入している。また、本日の録画動画は、追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。

荒中会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

まずもって、本日このように全国各地からたくさんの方々にお集まりを頂き、この臨時総会が開催できたことを、心より御礼申し上げます。

また、常日頃より日弁連の活動にご支援、そして御理解、御協力を頂いていることに重ねて御礼申し上げます。さらには、また私たちと同じようにコロナ禍の中で大変な制約を受けながら、52の弁護士会の皆様方、そして八つの弁護士会連合会の皆様方が活動を絶やすことなくここまでしっかりと活動を展開してこられたことに対して心よ

り敬意を表したいと思う。

私は、昨年の4月に会長に就任したが、御存じのとおりコロナ禍の中で緊急事態宣言が重ねて発令される中、様々な困難を乗り越えざるを得ない状況の中で活動を展開してきた。特に、総会をどうやって開催するか、理事会、四つの法定委員会を含む委員会や本部についてどうやって活動を展開していただくかというようなことは、大きな問題であったが、皆様方と討議を重ねた上で、理事会の御承認も頂いて、今年3月に開かれた臨時総会において、手直しをするということ、これは我々の会則だけではなくて、議事規程、規則などいろいろな見直しをしたこと、そのことによって今年度は、定期総会も無事開催することができ、理事会も開催している。法定委員会も順調に推移しているのかと思っている。

その延長上で、今日もまたこの手直し作業に則った形で、臨時総会が開催されているということをお大変嬉しく思っている。

その他、去年できなかったことで大きなことは人権擁護大会である。この人権擁護大会は、2年越しになったが、岡山市で10月14日と15日の2日間開催できたこと、第1、第3分科会はハイブリッド型、第2分科会はオンライン中心型という極めて新しい形での人権擁護大会を開催できたことも大きなことだったかと思っている。その他、予定されていたシンポジウムや大きな大会も開催することができて、今日に至っている。何とか、コロナ禍の中で、私たちは日弁連の活動を絶やすことなく、ここまで来られたかと思っている。

さて、本日の臨時総会は、グループ別に分けると三つの分野について、皆様方にお諮りすることになっている。一つは、一般会費の減額である。1万2,400円から2,200円下げて、1万200円ということで、約2割相当の減額である。大きな減額だと執行部は思っている。これについては、事前の弁護士会照会においても、大筋において御賛同いただいているということをお前提に付議させていただいた次第である。

二つ目、これは少年・刑事の問題、そしてその他の7事業の問題、いずれも基金であり、特別会計の中で、我々はやりくりしてきたが、少年・刑事については、1,600円を1,300円、そしてその他の7事業については900円を800円、その後には私たちは手数料の見直しやら支払項目の見直し、そして共同受任の可否というようなところについて、それを視野に入れながら、皆様方に提案しているということも御理解いただいているところかと思っている。

三つ目、もう既に各弁護士会においては、準備を進められているかと思われる共同法人の問題、外弁法人の関係での共同法人の問題について、皆様方に御準備いただいているところについて、一つは、まだまだやり残したところについて、統制上の問題ということで付議させていただいた。

もう一つは、本当に申し訳ないことであるが、前回付議しながら議決には至らなかったものが一つあり、そのことについて改めて今回付議させていただいた。このようなことが起こらないように、再発防止策を講じて今回は臨んでいるところである。

この三つの分野について、今日は皆様方にお諮りをし、意見交換の上、御承認を頂く手続をとりたいと思っているので、よろしく願います。

これから、我々は4か月間、さらにこの臨時総会が終わった後、荒執行部としてはまとめの作業に入っていくが、今年初めてやらせていただいたものが、いわゆるチャレンジ基金である。お陰様で、今、新65期から70期までの皆様方を対象にやらせていただいたところ、300件を超える皆様方から応募があり、事務局は嬉しい悲鳴を上げているところである。これを小さく誕生させて、大きく育てていくというのも私たちの責務かと思っている。

その他のことについては、総会が終わった後にいろいろお話をさせていただきたいと思う。冒頭の御挨拶は、このぐらいにさせていただいて総会の開催のほうに移りたいと思う。

それでは、ただ今から日本弁護士連合会臨時総会を開催させていただく。開会に当たり、まずもって定足数の充足を確認させていただく。会則第40条の3によると、総会は代理人及び書面によって議決権を行使する者を含め、5,000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員が出席しなければ議事を開き、議決をすることはできないとされている。12時25分現在で、本人出席148名、代理出席4,834名、会出席29名、合計して5,011名が受付を済まされているところである。さらに、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は1,452個、弁護士会から書面によって提出された議決権の数は15個である。

以上により、定足数を満たしていると認められるので、ここに開会を宣言させていただく。

続いて正副議長の選任手続がなされ、荒会長が選任方法について議場に諮ったところ、小川英郎会員（第二東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、荒会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、荒会長は、議長として池田桂子会員（愛知県）、副議長として關本喜文会員（山梨県）及び山中健児会員（第一東京）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、荒会長から議案が提出された。また、書面によって行使された議決権の賛否の内訳についても提出された。

議長は、議事録署名者として、中井陽子会員（東京）、和田希志子会員（第一東京）及び中村悦朗会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

山中副議長 「まず、本日の総会であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ対策として、クレオ内の座席を大幅に減らすとともに、クレオ以外にも2階ロビー、1階エントランス、17階1701、1702、1703、1704、1705及

び14階1401を議場とし、クレオと一体の議場として取り扱い、クレオ内の映像及び音声を中継する。クレオが一杯になった時点で、今申し上げた場所を順次議場として拡張する。

なお、17階及び14階の議場の様子は、モニターで確認できる態勢をとっている。また、2階ロビーは副議長が管理するが、17階、14階及び1階エントランスの議場については、管理する者が必要であるので、後ほど議長が指名する議場管理責任者に管理していただく。

なお、クレオを含む各議場は、換気のため議場閉鎖時でも扉は開けたままにするので、事務局の案内に御注意いただきたい。議場閉鎖中は、扉が開いていても議場への出入りはできない。

次に、議場において発言される際の注意事項であるが、発言しようとする会員は、まず、挙手をして「議長」と呼ぶこと。許可を受けずに発言することはできない。発言の際は、必ずマスクを着用していただきたい。議長の発言許可があった場合には、所属弁護士会と氏名をフルネームで告げた上、発言すること。発言は、必ず場内のスタンドマイクを使用すること。

以上の点は、整然とした議事進行の上からも、また記録上も重要なので、是非お守りいただきたい。なお、発言後は、マイクに備え付けている消毒シートを使って、発言者御自身でマイクを拭いて消毒していただきたい。

また、クレオ以外の議場で出席する会員の発言については、クレオのマイクで御発言いただくこととする。発言権を確保するため、17階及び14階の議場で出席する会員が発言を希望する場合は、各議場の議場管理責任者にお申出いただき、2階クレオ内までお越しいただきたい。クレオ内に質問者用の待機席を用意しているので、あらかじめ御移動いただくとスムーズになる。席数の関係で、発言後は、元の議場に戻る。クレオ2階及び1階エントランスで出席する会員が発言を希望する場合はお申出は不要であるので、直接クレオ内の待機席にお越しいただきたい。

受付及び議場内の職員において、質問・意見用紙を用意しているので、質疑や討論を希望する会員は、できるだけあらかじめこれに記入し、場内の職員に渡していただきたい。

次に、あらかじめ代理人を選任していながら本日出席された方については、自ら議決権を行使される場合は、代理人から御自分の議決権を戻してもらう必要がある。受付に申し出ていただきたい。なお、出席者票を持たないまま挙手しても、カウントはされない。注意されたい。

次に、採決の際の議決権の行使について、採決に関しては、挙手により掲げられた出席者票の数、出席者票に記載された代理議決権の数及び会出席の数を合計したものが、議決権の数としてカウントされる。

賛成、反対、棄権のいずれにも挙手されない場合、また、繰り返しになるが、出席者票を掲げないで挙手した場合には、いずれもカウントされない。御注意いただきたい。なお、都合があり途中で帰る場合には、必ず出席者票を議場外の回収用ボックス又は受付に戻していただきたい。

次に、賛否双方の会員から代理人選任を受けている方、いわゆる議決権の分離行使について申し上げる。議案によって、賛否の数の振り分けを変更する必要がある場合には、各議案の採決となる前に、あらかじめ受付において手続を受けていただきたい。前もって願います。

次に、外国法事務弁護士は、本総会の議案については第2号、第4号、第5号、第8号、第11号、第13号及び第14号議案について意見を述べ議決権を行使することができる。

そして、総会の議事は、会則第54条1項により公開されている。傍聴席を設けたので、傍聴者の方はその傍聴席で傍聴をお願いします。傍聴の方は、発言することができない。

また、本日の総会は各弁護士会の会場にインターネット中継で同時配信し、希望する会員が傍聴できるようにしている。冒頭で御案内したとおり、クレオ以外の弁護士会館内の議場と中継するが、万一中継が途絶した場合は、復旧作業を行う。復旧作業中は休憩するので、議長の指示に従っていただきたい。

また、傍聴のために各弁護士会に配信しているインターネット中継については、仮に途絶した場合でも議事を進行するので、あらかじめ御了承いただきたい。なお、本総会の録画データは、追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。」

議長 「ただ今、副議長からお願いした点については、よろしく願います。とりわけ、議事を円滑に進行するため、質疑や討論を希望される会員は、できるだけあらかじめ質問・意見用紙に記入し、場内の職員に渡すようお願いする。くれぐれも御協力をお願いします。

なお、17階、14階及び1階エントランスの議場について、以下の会員を議場管理責任者に指名する。また、2階ロビーは、副議長が管理をする。17階の会議室は、武内大徳会員（神奈川県）、柳楽久司会員（第二東京）、佐熊真紀子会員（第二東京）に願います。14階の会議室は、吉岡毅会員（第一東京）、また、1階エントランスは、永塚良知会員（第一東京）に願います。

状況に応じて、議場管理責任者の皆様には、適宜役割を相互補完するようお願いする。

また、進行について皆様にお願ひがある。本日は、全国から会員が集まっておられる。重要な議案が多数予定されているところではあるが、議長としては、充実した議論を図りながらも、厳正な進行と時間配分に十分な配慮をしていきたいと思っている。そのため、御発言はできるだけ簡潔に、質疑は一人2分、討論は一人3分以内にまとめていただいて御発言をお願いします。また、重複する内容の御発言は控えていただくように重ねて願います。

これより議事に入る。議案の朗読に関しては、時間の関係もあるので、全ての議案について省略をしたいと思っているが、よろしいか。

異議がないということのようであるので、それでは、朗読は省略する。

執行部にお尋ねする。議案の取扱いなど、審議方法について、何か御意見があるか。」

議案の取扱いについて、荒会長から、第1号議案から第6号議案まで、第7号議案から第12号議案まで並びに第13号議案及び第14号議案は、関連する部分がある議案であるため、三つのグループにまとめ、議案が複数にわたる場合は一括上程して審議されたい旨の提案がなされ、議長は上記グループごとに質疑及び討論を一括して行うこととし、採決は議案ごとに各別に行うこととした。

- [第1号議案] 会則中一部改正（第95条・会費減額）の件
- [第2号議案] 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件
- [第3号議案] 弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件
- [第4号議案] 外国法事務弁護士法人規程（会規第99号）中一部改正の件
- [第5号議案] 共同法人会員基本規程（会規第105号）中一部改正（第38条・会費減額）の件
- [第6号議案] 令和4年度（一般会計）暫定予算補正予算議決の件

議長は、第1号議案「会則中一部改正（第95条・会費減額）の件」、第2号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件」、第3号議案「弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件」、第4号議案「外国法事務弁護士法人規程（会規第99号）中一部改正の件」、第5号議案「共同法人会員基本規程（会規第105号）中一部改正（第38条・会費減額）の件」及び第6号議案「令和4年度（一般会計）暫定予算補正予算議決の件」を一括して議題に供した。

三原秀哲副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第1号議案から第6号議案は、一般会費の減額である。その内容は、第1号議案について、お手元の臨時総会議案書に記載しているが、第1、提案の趣旨というところがあるので、こちらを御参照いただきたい。

こちらは、2022年4月以降、弁護士会員の一般会費については、月額1万2,400円となっている一般会費を1万200円に引き下げるというもので、先ほど冒頭会長から御説明があったとおり、2,200円の引下げということである。また、司法修習を終えて2年を経過していない方については、もともと月額6,200円ということなので、5,100円に引き下げるということになり、また、第2号議案から第5号議案について、外国法事務弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び共同法人についても、会費をこれに応じて引き下げるという内容である。詳細は、議案書に記載のとおりである。

また、第6号議案については、これは会費減額を前提にした場合の令和4年度暫定予算、こちらの一般会計に関する補正という議案である。これが第1号から第6号の六つの議案の内容である。

同じく第2の見直しの経緯というところに、この背景が記載してある。こちらも簡

単に御説明申し上げる。一般会費の減額は、実は2015年12月の臨時総会において、当時1万4,000円であった月額会費が、その翌年の2016年4月から1,600円の減額というのがあって、1万2,400円に減額されたという経緯がある。それ以来の2回目の減額であって、今回の減額幅は2,200円ということである。

この見直しの経緯に書いてあるとおり、これまでもずっと日弁連執行部としては、一般会費の減額を行うことができるかという検討を行ってきたが、今般のいわゆる新型コロナウイルス、こちらによって委員会費等の旅費を中心に、実は支出が令和2年度には大きく減少したということがあった。

日弁連の活動も非常にこれで制約を受けたわけである。そして、2020年3月に終わった令和2年度の一般会計の決算においても、相当の単年度黒字が発生したということがあり、そこで令和3年度(2021年度)に一般会費の見直しを本格的に検討するべきであるということで、今回の提案に至ったというのが背景である。

また、減額の幅の妥当性の判断については、この第3、シミュレーションというところがある。数字の検証を将来における見える化、透明性も含めて検証を頂くためということでシミュレーションを作成した。

一般会計の収支シミュレーションの上のほうの収入のところの、一番上の欄が会費収入であり、この会費収入が、令和4年度には、今回の減額を受けると減少するということが、58億円から49億円という金額で表れている。

ただ、ずっと見ていただくと、一番右、10年後であるが、令和13年度になると、また57億円ということで、ほぼ令和2年度のレベルに近い会費収入に戻ってくるというシミュレーションをしている。

次に、2段落目の横長の表が支出である。これは支出のシミュレーションであり、こちらについては、今後10年分の支出がどうなるのかということである。その際に、委員会等における旅費等を中心とした支出は、令和4年度には、基本的にはコロナの影響を受ける前の令和元年度に戻るという想定で支出をシミュレーションしている。

そうなるかどうかは分からないが、我々としては、委員会活動が元に戻るという前提でのシミュレーションを組んでいるという保守的な想定を試算だということを御理解いただきたいと思う。

その後、さらに一番下の横長の表は、これは結局単年度黒字が幾らになるか、それから繰越金が幾らになるかということをもとめた表である。単年度収支というのがここにずっとあって、こちらについては、例えば単年度が一旦52億円というレベルになった繰越金が、今度は令和4年度には62億円ぐらいになるだろうというシミュレーションをしている。

御承知のとおり、今年度も非常にコロナの影響を受けて、テレワークなりウェブなりということがあるわけである。それが、今後も毎年予備費を使い切るという支出で、単年度黒字がどうなるのかということであるが、10年後の令和13年度まで単年度収支の赤字が10年間続くということであっても、この62億円の繰越金が、単年度で予備費を使い切っても10年後に、42億5,900万ぐらいになるということである。

では、このお金はどう使うのかということであるが、こちらについては、これは今年度以降の各年度の執行部の御判断ということになるし、その時に先生方に予算措置等で御検証いただくのだと思うが、今後のシミュレーションの大枠を実は検討の際に作っておいた。第3の3のところ、一般会計の令和2年度以降の次期繰越金は52億うんぬんとある。この繰越金は、当面、各年度の執行部が、例えば委員会活動の充実、弁護士会の活動支援等のための支出に対する財源、予備費等の支出に充てる財源、各年度における例年と異なる重点課題、会館維持修繕システム、大災害、こういったことに使っていただくものになるだろうということでシミュレーションしている。

その他に、単年度収支と繰越金については、もう少し予備費を使わない、又は旅費がもう少し減った場合にどうなるのかということもあるので、こちらも、もう少し残るわけであるが、そういったものがあつた場合どうなるのかということが、我々の検証の結果であつて、今般の御提案についての妥当性を判断したということである。

このような会費減額については、令和4年度の暫定予算の補正という第6号議案も含めて、以上、私から御説明申し上げた。御審議のほど、よろしく願います。以上である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

高島茂樹会員（東京） 「まずもって、会長を始め執行部の皆様方には、日弁連の活動について、日頃御尽力いただいていることを厚く御礼申し上げます。また、議長、副議長におかれましては、今日1日大変長い時間であろうけれども、議事運営をよろしく願います。

まず、質問についてであるが、大変詳細なシミュレーションをしていただいて、会費見直しに当たって、我々が参考にすべき情報がほとんど入っているのではなかろうかと思うが、結局、歳入のほうの見直しが凄く精緻であるが、歳出のほうにちょっと意見申し上げたいのは、積極的な事業展開、そういうものについての予備枠を設けるとか、そういう全体のシミュレーションに当たって考慮すべき事情が考慮されていないのではなかろうかと思う。

というのは、どうしてもこういうシミュレーションは後ろ向きの計画になってしまうものであるから、現行制度を前提として入るを量りて出ずるを制するというパターンになってしまうが、やはり弁護士会として公益活動を今後とも継続していくという観点からは、今積み残しの事業などについて、この際、新たな事業展開などを考えていくべきではなかろうかと。そういう意味でシミュレーション自体においても、そういう積極的な事業展開についての枠組みとして、例えば予算の一定枠を取っておくとか、これは国の財政計画などでも、政策予備枠とか言って使われているが、そういう前向きな姿勢が必要ではなかろうかと。コロナなどもあつて、非常にマイノリティの関係者の皆さんが落ち込んでいらっしゃるのによく分かるが、こういう時期だからこそ積極的に事業活動の展開というものを考えていただいたのかということをお聞きしたいと思う。」

三原副会長 「今の御質問は、会費見直しに当たって、日弁連は、積極的な事業展開をシミュレーションの中でどう織り込んでいるのか、また、会費を下げるということの収入の関係だけではなくて、支出のほうもより幅広く考えていくべきではないかという御指摘だと思う。

まず、私どもとしても、今の御指摘についてはそのとおりだと思っている。一般会計の収支シミュレーションを見ていただくと、横長の広い下から二つ目の支出のところであるが、四つの支出が書いてある。例えば、二つ目のところが委員会支出であり、来年度以降、令和元年度、つまりコロナの影響を受けないところから、1.38%程度増やしていくということである。

もちろん、委員会は、それぞれ活発な活動を展開していただいているので、今後もそれが増えていくだろうという想定で、このぐらいのシミュレーションは必要だと考えている。その下の事業費支出であるが、この事業費支出についても、日弁連は様々な事業を展開しているわけであるが、令和元年度、つまりコロナの前の時から、例年1.57%程度の伸びがあるだろうということであり、これは先生方が所属の委員会等で活発な活動をしていただくための支援をこういう形で担っていくということである。

その他に今年の6月に定期総会で御承認いただいた時に、COVID-19予算というのがある。各弁護士会には、コロナ対応で無料法律相談をしていただきたいというお願いで、例えばCOVID-19予算を支出するということをお願いしている。先ほど、会長からも若手チャレンジという新しい枠組みで、若い方々に頑張ってもらいたい、大変大きな反響があって、嬉しい悲鳴を上げているということであった。こういった形で、様々な展開を日弁連は一体として進めていくということについては、なかなかコロナの影響がある中では難しいわけであるが、私どもとしては、しっかりと皆様と手を携えて担ってきて、市民の皆様寄り添っていききたいという気持ちであるので、是非ともこの点を御理解いただきたいと思う。以上、御回答申し上げた。」

北周士会員（東京） 「収支のかなり詳細なシミュレーションを頂き、非常になるほどと思うところではあったが、この収支を立てるに当たって、将来の会員数の増加、特に今合格者を減らすべきだという活動をされている方もいるし、実際減ってきているというところがあり、それはどの程度織り込んでいらっしゃるのかというところをちょっとお伺いしたく御質問させていただいた。」

三原副会長 「今の御質問は、今後の合格者がどれぐらいかということ、どうシミュレーションに織り込んでいたかということである。収入は、もちろん会費収入が日弁連の収入の大半であるので、会員がどうなるかによって影響を受けるということであり、御指摘のとおりである。

一般会計の収支シミュレーションの横長の表の一番上を御覧いただいて、その下に黒ぼちがあるが、2番目の黒ぼち、司法修習終了直後に登録する新規登録会員数は、令和3年度は0人、これはコロナで今年度はないわけであるが、令和4年度が2,600

人、これは直近2年分で司法試験合格者が各1,450人ということを想定している。令和5年度以降は1,300人、司法試験合格者が1,450人と、そういう仮定を置いてシミュレーションしているということは記載したとおりである。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

高島茂樹会員（東京） 「それでは、先ほどと同じような話になるが、意見として申し上げたいと思う。議案書そのものには賛成である。ちょっと僅かなという語弊があるかもしれないが、正直僅かな金額が今回還元されようとしているのだけれども、僅かな金額を還元されるよりも、せっかくこういうことで繰越金が非常に余剰があるということであれば、今まで着手できなかったような事業について、新たに展開する、公益活動の充実に一層に努めたほうがよろしいのではなからうかと思う。

この僅かな金額の還元を多分希望されている弁護士の方々は、そんなにいらっしやらないと思うので、むしろその僅かな金額を、日弁連の会員全体を集合すると、かなり大きな金額になるので、その大きな金額を、ニッチの分野というか、今まで陽の当たらなかった人権救済の足りなかった分野のところについて、具体的に充当していただければいいのかと思う。

具体的には、これは日弁連の各委員会の中で長年懸案になっている事項について、予算の不足であるとかマンパワーの不足であるということで、実現できていない課題がいくらかもあると思う。だから、そういうものをこの際、洗いざらい会長以下執行部の方が各委員会から聴取していただいて、実現できていないものをこういう機会に実現していただくということに前向きな姿勢で取り組んでいただけたほうがよろしいかと思う。

ただ、今回の議案については賛成するが、そういうことで、では具体的にどういう議案があるのかということも簡単に申し上げておくと、例えば私が今関係している税の特別委員会では、昨年になると思うのだけれども、税の委員会の委員長から日弁連の副会長に、税の当番弁護士制度を利用したいというお話を申し上げたところ、日弁連の今のマンパワーでは、ちょっとそういうものは対応できないというお話があって実現できなかった。そういう意味では、せっかくの機会であるので、これだけ収支的に余剰があるのであれば、決して無駄遣いをするという趣旨ではないのだけれども、今まで目が行き届かなかった要するに弱者に対する人権救済という観点から、より公益活動を充実させるという本来の日弁連の役割を果たすという視点で、そういう事業を各委員会から掘り起こすというか、今まで潜在的にあったけれども、実際、表立った議論になっていないような項目も含めて御議論いただいて、前向きな姿勢で日弁連自身が先ほどお話があったチャレンジ、各委員もチャレンジするけれども、日弁連自身もチャレンジしていただきたいということを意見として申し上げておく。どうぞよろしく願います。」

佐藤裕介会員（福岡県） 「私、弁護士登録11年目であるけれども、比較的若手に

近い立場から、今回の執行部の御提案に賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思う。

私は、6年前に福岡市内で独立して小さな個人事務所を経営しているけれども、収入については、知人からの御紹介であるとか、自前のホームページ経由での事件の御依頼であるとか、あるいは弁護士会の法律相談センターでの受任であるとか、国選事件、後見業務、顧問料、こういったもので得ているけれども、まだまだ顧問先の数がそれほど多くはないので、必ずしも毎月安定した収入が得られているわけではない。

そのため、私としては不測の事態が生じて、何とか事務所の経営が維持できるような限り毎月经費を抑えているというところである。

現在、私が支払っている弁護士会費であるけれども、弁護士会の会費などを含めると総額で月額5万700円である。これは毎月の経費の中でも決して少なくない金額であると感じており、恐らく私の同期であるとか、あるいは私よりも期が下の方についても同じような感覚ではないかと思っている。

この会費が負担と感じるかどうかについては、個々の経済状況によっても異なると思うけれども、可能な限り金額は引き下げるべきだと考える方が大多数ではないかなと感じている。

しかし、他方で我々弁護士が法律事務を独占して当たり前のように弁護士業務を行うことができるのは、弁護士に対する市民や社会の信頼があってこそのことだと思っている。これまで日弁連や各弁連、各弁護士会において、社会的弱者に対する権利擁護活動であるとか、市民に開かれた司法制度を実現するための司法インフラ整備であったり、裁判のIT化などの民事分野における改革に向けた取組、えん罪問題であるとか、人質司法といった刑事分野における様々残されている課題に対する取組、実に様々な分野において重要な活動をしてきたと思っている。

特に、近年災害が続いている。そういう災害時における災害復興支援の取組であるとか、新型コロナウイルスに関連した生活相談ホットライン、法律相談事業の取組については、市民の方からも高く評価されているのではないかとと思っている。

このような活動を通じて、弁護士に対する市民や社会の信頼を勝ち得るということが、弁護士自治をより一層強固なものとする、ひいては、個々の弁護士の日常業務にも良い影響を与えるのではないかと感じているところである。

このような弁護士会の活動は、我々が負担している会費によって支えられている。近年の日弁連の経済状況に鑑みて、会員に過度な負担とならないよう、できる限りの会費の見直しを行うべきだとは考えるが、他方で、これまで日弁連が取り組んできた様々な活動について、今後も継続して取り組んでいけるだけの財政的な基盤を確保しなければならないとも考えている。

今回の執行部の御提案は、この二つの側面をうまく両立できるよう綿密なシミュレーションに則って作成されたものであると私は感じているので、私はこの提案について、賛成の意見表明をさせていただきたいと思う。以上である。」

北周士会員（東京） 「まず、結論としては、今回の議題に対し強いて反対をするも

のではない。

私を含めた何人かで、数年前から日弁連総会をウェブでも傍聴や投票ができるようにというウェブ総会実現の会という名前で活動をさせていただいている。前回の総会でも、これに対する意見は述べさせていただいたのだけれども、それが終了した後も株主総会をオンラインでやっている企業にヒアリングをしてみたりであるとか、後は今回、各団体にオンライン総会実現について、どういった御意見をお持ちかという意見照会なども、今のところさせていただいている。

先ほど、佐藤先生のお話でも出たけれども、弁護士自治というのは非常に重要であると私たちも考えている。そして、弁護士自治を有効かつ適切にするためには、会内民主主義がちゃんと適切に実行できているということが極めて重要なのではないかと考えている。

会費の削減自体に、必ずしも反対するものではないが、そういった会費の削減をする方向性としては、若手会員の救済というところもあるのであれば、総会に若手が参加をすると、実質的に参加をするというところも、各若手の負担がなるべく少ないような形で実行ができるというようなシステムの構築について、御検討いただけると幸いである。」

塩梅修会員（金沢） 「私は、金沢弁護士会の会長をやっており、金沢弁護士会の立場としてこの第1号議案から第6号議案に対して、反対の意見を述べさせていただきたいと思う。

我々が反対する意見の趣旨は、大都市部の大規模弁護士会と地方弁護士会、特に小規模弁護士会との負担の平準化についての検討が十分になされていないということの問題視するからである。

小規模弁護士会の会員は、全弁護士会の9%に過ぎないけれども、52弁護士会中28弁護士会が小規模弁護士会と言われている。また、所在する地域面積は、日本の55%以上に上っている。日弁連として取り組んでいる弁護士過疎偏在地域の解消や被疑者国選弁護の増大に伴う遠距離接見の負担などを大きく担っているばかりか、人権擁護、市民サービスの拡充といった日弁連としての施策を全国一律に展開するための活動を担っている。

また、日弁連の行う活動は、弁護士会の委員会活動を通して実現されるものだと考えている。委員会活動に注がれる個々の弁護士の負担の大きさは、大規模弁護士会と小規模弁護士会とでは大きな差がある。統計によると、一人当たりの委員会所属数でも2倍以上の開きがあるとされている。

実際、我々も委員会活動をやっているけれども、日弁連の施策を実現するための活動を主にやっているという自覚があり、弁護士会独自の施策ということはなかなかできていない。もちろん喜んでやっているけれども、それが実態というものである。

これらの負担となっている業務を行うために、小規模弁護士会であっても弁護士会の事務局職員を雇用し、また会館を維持し、多額の恒常的な費用を使わざるを得ないことになっていると言っても過言ではないと思う。その費用負担は、弁護士会の規模

が小さくなるほど、収入に比して相対的に大きくなり、実際に弁護士会費は、小規模弁護士会ほど高額となっている。

日弁連統計によると、会館関係の費用を除いて、大規模弁護士会で安いところは1万円、小規模弁護士会で一番高いところは4万5,000円となっている。実に4.5倍の開きがある。

これらの格差を是正するために、本来日弁連としては、小規模弁護士会に対する助成金というものを準備しているけれども、これについての拡充というものは、今年の3月の臨時総会で一定程度なされているけれども、不十分と言わざるを得ない。

そういった意味で、日弁連としての小規模弁護士会に対する助成の拡充ということを広げることが、日弁連としての求心力を維持し、日弁連の施策を全国的に広めていくということにつながると考えているので、それに対する十分な配慮がない今回の議案については、反対するということである。」

中井真雄会員（大阪） 「私は、第1号議案から第6号議案につき、執行部の御提案について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私事ではあるけれども、私は平成19年の弁護士登録以来、いわゆる即独弁護士、また若手弁護士の支援というものを続けてきた。この若手弁護士に対する支援の観点から、意見を一つ述べさせていただきます。

執行部の御提案の理由中にもあるが、弁護士自治の維持において独立した財政基盤は、これは重要なものであり、その基礎となる会費収入がしっかりと確保されること、これも重要なことである。

そういった観点からは、会費の減額については慎重であるべきと言える。しかし、この会費については、他士業と比較した際に高額であること、また弁護士会の活動が個々の弁護士の業務、収入増に必ずしも直結するものばかりではないことなどから、一部の若手からは会費減額を強く求める声や強制加入制を廃止し、大幅な会費減額を実現すべきであるとの声も聞かれるところである。

ただ、私としては、これらの声は、弁護士自治の前提となる弁護士の公益性を殊更に小さく評価しようとするものではないのか、また、法律事務の独占を定めた弁護士法第72条との関係を引き続き重視すべきであるという観点からは、そのまま直ちに受け入れることができないと考えている。

とはいえ、若手の中には登録するまでに相当額の負債を抱える者もいるし、また登録後も経済的基盤を確立することが容易でない者も多い。恒常的な負担である会費の減額、これはそのような若手に対し、恒久的な支援を考える上で、一定期間ではあるが、継続的になされる支援という点から、ふさわしいものであると考えている。

日弁連においても、これまで若手会員に対し、期間を限定して会費の減額を行ってきており、今回の御提案は、これまでも実施されてきた若手弁護士に対する支援の延長線上にあり、更に充実させるものであると評価している。こういった点から、今回の御提案に対しては賛成するものである。以上である。」

武内更一会員（東京） 「この議案については、私は今のところ意見を保留させていただこうと思っている。この後の討論を聞いて考えが変わるかもしれないけれども、なぜなら、提案理由を読んで、やはりそれは納得できないものがあるからである。会費を取り過ぎてお金が余ってきたと、繰越金を50億、さらには今後、このままだったら60億を超えていくと、こんなシミュレーションをしている中で、それならば会費を減額するというのは当たり前のことだと思う。むしろ遅きに失したのではないかと私は思う。

しかしながら、この理由である。なぜ、こんなに大きな繰越金があったのかということである。お配りしたピンクのチラシをお持ちの方は、これを見ていただくと単純なのだが、また今日の資料でも会員の数、そして繰越金の金額の推移が詳細に載っている。これを見れば一目瞭然である。結局、弁護士会員の激増のために、それをまたなすがままにしていたために、このお金が貯まってきたというだけの話である。

だから、今の規模の中でこの繰越金を持っていることはやはり不当だと思う。では、そのお金を貯め込んでいる中で、日弁連は何をしてきたのかというのが問題である。この間、政府、財界主導で行ってきた司法改革、これをどんどん受け入れて、そしてしっかりした反対をしなかったために、弁護士にとって不利益、また弁護士自治を揺るがすそういう政策がどんどん通ってきてしまっていた。

その中で、弁護士の経済的基盤が非常に悪化している。これも資料に載っているとおりである。かつての金額の半額になっている。この状態にまで陥っている。弁護士の数が激増したからである。正に無謀な政策だったと言わざるを得ない。

そして、さらに問題なのは、司法改革で様々な、例えば刑事司法の分野では、刑事弁護人の権利、権限、そういうものが非常に抑圧されてきている。処置請求などがあつたり、また民事の分野でも、弁護士の職務基本規程によって弁護士の活動が非常に制約されてきている。それが適当なのかどうか。非常に疑問があるものがたくさんあると思う。

そういうことを弁護士会がどんどん進めている。弁護士の管理、統制、そしてそういうことを弁護士会が行っていくことのために弁護士会があるのではないか。会員が会費を納めているのも、弁護士の生活と地位、権利、権限、こういうものを守り強化するためにあるのだと、私は思っている。

このピンクのチラシの趣旨、私の意見の趣旨は、そこにある。だから、弁護士会は、活動を見直して、そういう弁護士にとって不利益な経済基盤を壊すような政策は早速改め、そしてそれを高める、強化する、そういうことに弁護士会の活動を注ぐべきだと考えている。そういうために、費用が必要ならば費用を使って結構である。

しかし、そういうこともしないで、弁護士の地位、権限を低めている。弁護士会、日弁連、こういうものは弁護士にとっては一種の労働組合、事業者組合という性格を持っていると思う。弁護士の権利、権限、地位を守るために、弁護士会は活動をしなければならない。

コロナがどうあれ、その活動は、弁護士会の基本だと思う。そういうことをするために、弁護士会の財務を考えるべきということで、会費を下げる、今下げる必要があると

私は思っている。しかしながら、この理由というのは、正に執行部のこの間の過ち、その結果、お金がたくさん増えてしまったという話である。そんな説明では納得ができない。

以上、現段階では、この議案に対しては棄権をするつもりでいる。以上である。」

中西祥之会員（長崎県） 「私、長崎県弁護士会の会長をしているので、長崎県弁護士会の意見として申し上げたいと思う。第1号議案から第6号議案については反対である。

理由としては、支出すべき項目の検討が不足していると考えからである。支出すべき項目として、特に検討すべきと考える項目を二つ申し上げたいと思う。一つは、弁護士会、事務局業務のIT化、システム化のための費用支出である。二つ目が、弁護士過疎地域や赴任する弁護士の養成制度に関する費用の問題である。

まず1点目の事務局業務のシステム化、IT化の関係であるけれども、長崎県弁護士会では、正職員は支部を含めて6名しかいない。その中で膨大な業務をこなしているというところであるけれども、限界がある。

ただ、事務職員を増やそうとしても、これがなかなか難しい問題である。もともと予算がない。それから、募集をかけても人がそもそも来ない。僅かに来たと思っても、なかなか適任者が来ない。そういう状況にあるので、事務局の人数を増やすということはとても大変なことである。

そこで、長崎県弁護士会としては、事務局業務を効率化するためにシステム化、IT化ということを検討してきた。しかし、システム化、IT化するためには、まずは事務局業務を精査して拾い出すと、洗い出す作業が必要となる。ただ、この作業をもし外部に委託するとなると、どうやら数百万から数千万かかるとなっている。

また、洗い出し作業が終わったとすると、今度はシステム開発をしなければならない。これも業者をお願いをすると数百万から数千万かかると言われている。そうなるのと弁護士会、特に長崎のような小規模会において、事務局業務を効率化するためにシステム化しようとしても、予算が足りないということになる。

そもそも各弁護士会の事務局の業務というのは、共通するものがたくさんあるはずである。それらについて、日弁連のほうで費用を支出していただいて、システム化をしていただければ、各弁護士会の事務局の業務というものは、かなり効率化を図れるということになると思うので、この点について御検討いただきたいと思う。

二つ目が、弁護士過疎地域へ赴任する弁護士の養成制度の関係である。長崎は、多くの離島がある。対馬、壱岐、五島とある。これら離島には、ひまわり、法テラスの事務所がある。これによってゼロワンが解消されているということではあるけれども、離島部へ赴任してくる弁護士を確保するということが大変なことになっている。

現状は、九弁連が作って運営しているあさかぜ基金法律事務所、ここが大きな供給源となっているが、構造的な問題があって、あさかぜ基金法律事務所自体の存廃が議論されているという状況になっている。ゼロワン地区を恒常的になくすというためには、養成制度、それから供給源がとても重要になるので、是非日弁連が主体となって、

例えば日弁連が直轄する養成事務所を作るなど、この養成制度については是非再検討して、費用支出も検討していただきたいと考えている。以上である。」

平沢郁子会員（東京） 「私は、日弁連の財務委員会のほうで、財務の観点から主にこの問題を検討してきたので、それを中心に意見を述べさせていただく。

今回、減額の必要性については、既に皆様が御意見なさっておられるとおり、当然これだけの大幅黒字であるので、減額するのは妥当かと思う。また、会員の方の御負担を少しでも軽減するために必要かと思う。

ただ、2,200円減額で本当に大丈夫かということを検討した。この表の資料の中に一般会計の収支シミュレーションがあるのだけれども、それを見ると、このシミュレーションだと現状のままでは単年度黒字ではなくて赤字になってしまうと書いてあるので、これではちょっと心配ではないかという議論があった。

しかし、2016年の減額の時とか、育児会費免除の時に検討したのを見ても、結果的には繰越金はずっと増え続けている。そうすると、やはり日弁連ではその活動を確保するために、どうしても安全な領域、保守的な見積りをしているのだということを感じている。

であるので、このようなシミュレーションであっても、実際はうまくいくのではないか、それからウェブ会議をこれから活用していけばもっともっと支出を減額することができるので、そういう意味でも会費を2,200円減額しても大丈夫ではないかという検討結果になった。

このように2,200円という金額は、今までにない金額の値下げである。これはコロナ禍の中で、なかなか仕事も大変な状況の会員を考慮くださったという面と、それから日弁連の活動を維持するという大切な部分の両方のバランスを本当によく考えてくださったのだと思う。

私たちにとっては、会費が減額になるのは非常に有り難いことであるが、日弁連の活動にも支障を来してはいけない。そして、今までの御意見の中で、小規模弁護士会への配慮がもっと必要だとか、若手支援が必要だとか、それからシステム開発をすることによって、各弁護士会の事務負担が軽減したほうがいいのではないかというような御意見もあった。皆様の御意見、本当にそうだなと思う。今回の提案理由の中に、今のたくさん貯まっている繰越金をそういう方向で活用すべきだということも書いてある。バランスの取れた会費減額であるので、賛成したいと思う。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第1号議案について書面による議決権行使及び挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第2号議案について書面による議決権行使及び挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案について書面による議決権行使及び挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第4号議案について書面による議決権行使及び挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第5号議案について書面による議決権行使及び挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第6号議案について書面による議決権行使及び挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

[第7号議案] 少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正・令和元年12月6日改正）中一部改正の件

[第8号議案] 共同法人会員に係る少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（令和3年6月11日定期総会決議）中一部改正の件

[第9号議案] 令和4年度（少年・刑事財政基金会計）暫定予算補正予算議決の件

[第10号議案] 法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成23年2月9日臨時総会決議・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正・令和元年12月6日改正）中一部改正の件

[第11号議案] 共同法人会員に係る法律援助基金のための特別会費徴収の件（令和3年6月11日定期総会決議）中一部改正の件

[第12号議案] 令和4年度（法律援助基金会計）暫定予算補正予算議決の件

議長は、第7号議案「少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成20年12月5日臨時総会決議・平成23年2月9日改正・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正・令和元年12月6日改正）中一部改正の件」、第8号議案「共同法人会員に係る少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（令和3年6月11日定期総会決議）中一部改正の件」、第9号議案「令和4年度（少年・刑事財政基金会計）暫定予算補正予算議決の件」、第10号議案「法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成23年2月9日臨時総会決議・平成25年12月6日改正・平成29年3月3日改正・令和元年12月6日改正）中一部改正の件」、第11号議案「共同法人会員に係る法律援助基金のための特別会費徴収の件（令和3年6月11日定期総会決議）中一部改正の件」及び第12号議案「令和4年度（法律援助基金会計）暫定予算補正予算議決の件」を一括して議題に供した。

八木宏樹副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第7号議案から第12号議案についての提案理由の御説明を申し上げる。

これらの議案は、少年・刑事財政基金のために徴収している特別会費の減額と、これ

に関する議案、これが第7号から第9号までの1グループである。そして、外国人犯罪被害者等のいわゆる7援助事業の財源となる法律援助基金のために徴収している特別会費の減額に関する議案、これが第10号から第12号議案までの2グループに分けることができる。

まず、少年・刑事財政基金に関する概要について御説明申し上げる。これらの議案の基本となるのは第7号議案であり、その提案の趣旨は、議案書の第1に記載している。そこに記載されているとおり、少年・刑事財政基金のための特別会費の徴収期限を2025年（令和7年）6月まで延長し、徴収額を2022年（令和4年）4月から現行の月額1,600円を300円減額して、月額1,300円とするという内容である。

議案書の参考資料1及び参考資料2は、これら新旧対照条文の形でまとめたものである。

本基金の設置及び特別会費徴収の経緯は、同じく議案書の第2に記載のとおりであり、1995年（平成7年）の定期総会において、財団法人法律扶助協会が実施する被疑者援助制度、少年保護事件付添扶助制度及び各弁護士会が運営する当番弁護士制度を支えるための特別会費を徴収するということを決議したことが、その始まりである。

その後、日本司法支援センターの設立に伴い、被疑者援助制度、少年保護事件付添扶助制度は、その実施を当連合会が日本司法支援センターに委託するという形で、それから当番弁護士制度については、当連合会が各弁護士会に補助金を支出するという形でそれぞれ継続をしており、その財源となるのがこの少年・刑事財政基金であって、そのために特別会費を徴収しているという次第である。

その徴収額は、事業の進展、それから国費化の進展に伴って変化しており、最も金額の高い時期には、月額4,200円となったが、現在は月額1,600円となっている。これら事業の利用件数、支出状況の推移などについては、議案書の参考資料4で詳しく御覧いただくことができる。

ところで、前年度決算で確認されたところによると、本基金には、約19億円の繰越金があり、更に増加する傾向にある。特定の目的を達成するために、金額、期間を限定して徴収をするという特別会費により運営されている基金においては、このように多額の繰越金が生じているにもかかわらず、これを放置するということは好ましいものとは言えず、通例によると現行の徴収期間が2023年（令和5年）の6月までであるので、その約1年前の2022年度（令和4年度）に特別会費の存続や金額について検討するというところであるが、それよりも1年前倒しをして、今年度特別会費についての検討を行って、御提案に至っているという次第である。

それでは、続いて特別会費徴収の継続、期間の延長と会費の減額を御提案する理由について御説明する。まず、事業継続の必要性については、議案書の第3に詳細に記載されているので、詳しくはそちらで御確認いただければと思う。また、活動の詳細と展望については、議案書の参考資料3で御確認いただくことができる。

被疑者援助制度については、これまでの活動が実り、被疑者国選弁護制度が拡大してきているが、逮捕段階の被疑者に対する国選弁護制度は実現しておらず、その実現を求めていくためにも、引き続きこの事業を継続していくことが必要であると考えて

いる。

また、少年付添扶助制度については、全面的国選付添人制度の実現を求める当連合会の活動を継続し、制度実現を図っていく上で、引き続き事業の継続が必要であると考えている。

そして、これらの事業を継続していくためには、継続的かつ安定的な財源の確保が必要であるところ、特別会費の継続に代わる財源の確保というものはなかなか考え難く、特別会費の徴収は引き続き必要であると判断している。

その一方で、先ほど御指摘申し上げたように、本基金には多額の繰越金があるという実情もある。各事業において必要な活動、適切な財政運営の観点等を勘案して、妥当な特別会費の徴収額について試算をして検討した。その詳細は、議案書の第4、第5、第6で御説明を申し上げている。

なお、支出額についてであるが、議案書の第4の2項、1の(1)から(4)記載の初回接見、初回面会、通訳費用の増額や対象の拡大等々のこういった支援の充実を見越した支出を考えている。

今回の検討に当たっては、国選弁護本部等にも御意見を頂いたが、そこにお示した制度の拡充策のうち比較的早期に実現ができて合理的なもの、これを採用するという前提で検討したものである。

なお、国選弁護本部等においては、支出対象事業や援助の拡大について、この他にも検討を行っており、今後具体的な提案がなされる可能性があるということである。そうした前提での試算をまとめたものが、議案書の参考資料5、それから参考資料6である。

結論としては、収支予測のうち月額1,300円への減額を採用したということであるが、これは現在の繰越額を概ね維持する、そういう内容ということができる。

冒頭で申し上げた特別会費の性格という観点からは、より減額することが望ましいということも言い得るところであるが、他方、国選弁護本部等において、今後の支出対象事業や援助の拡大について具体的に検討されているということであり、近いうちに具体的な提案がなされる可能性もある。そのような場合に対応する財源として繰越金が活用されるという可能性もあるため、繰越金が引き続き増額するということは望ましくないものの、現状をほぼ維持するというような御提案に至ったという次第である。

また、徴収期間については、一定の期間を置いて事業の進捗状況、それから事業をめぐる情勢を確認しつつ、以後の展開について再検討をするという観点から、従前どおり、新たな額の会費になってから約3年を徴収期間とすることにした。この議案の内容については、議案として提出するに先立って各弁護士会に御意見を頂いたが、大多数の会に御賛成を頂いたという結果がある。

以上が、第7号議案であるが、第8号議案は、共同法人である会員についても同様の定めをすること、第9号議案は、これらの議案を御承認いただいた場合には、2022年度(令和4年度)の4月から6月までの収入額というものが、従前御承認を頂いている暫定予算よりも減少するということになるので、これに併せて議案書記載のとおり、暫定予算を変更するという内容である。

続いて、第10号議案から第12号議案について御説明する。これも基本となるのは第10号議案であり、その提案の御趣旨は、議案書に記載されているとおり、法律援助基金のための特別会費の徴収額について、現行の月額900円から100円減額をして、月額800円とする。そして徴収期間を2022年（令和4年）の4月から2025年（令和7年）6月までに改めるという内容である。

議案書の参考資料1及び参考資料2は、新旧対照条文の形でまとめたものである。

本基金の設置、特別会費徴収の経緯は、同じく議案書の第2に記載のとおりであり、財団法人法律扶助協会が実施していた実施事業のうち先ほど御説明した少年・刑事を含む人権に関する九つの事業の実施を2007年（平成19年）に日本司法支援センターに委託することとし、少年・刑事を除くいわゆる7援助事業を日弁連から日本司法支援センターに対する委託援助業務として業務を遂行し、その財源となる法律援助基金のための特別会費を徴収して運営しているという次第である。

その徴収額は、最も高い時期には月額1,300円となったけれども、現在は月額900円となっている。各事業の申込みの受理件数、それから事業費の推移、これは議案書の参考資料4で御確認いただくことができる。

こちらについても、前年度決算で確認されたところによると、この基金には、約12億円という多額の繰越金がある。少年・刑事財政基金の場合と同様に通例よりも1年前倒しで、今年度特別会費についての検討を行い、御提案に至っているという経過である。

続いて、特別会費徴収の継続、期間の延長と会費の減額を御提案する理由について、御説明する。まず、事業継続の必要性については、議案書の第3に詳細に各事業について記載されている。また、各事業のこれまでの活動と今後の展望については、同じく議案書の参考資料3で詳細に説明がされているので、詳しくはそちらを御確認いただければと思う。

七つの事業、それぞれの状況があるが、いずれの分野においても国費、公費による支援の実現の必要性には変わりがなく、それが実現するまで本事業を継続していく必要があるという点は共通をしているところである。

そして、これらの事業を継続していくためには、継続的かつ安定的な財源の確保が必要であるところ、日弁連が会員から徴収する特別会費を財源として活動しているということが国費化、公費化に向けたアピールとなるということと、各事業の進捗状況、あるいは事業環境などを定期的に見直して事業の継続、内容を検討していくことには合理性があるといった点から、特別会費の徴収は引き続き必要であると判断している。

その一方で、先ほど御指摘したように、多額の繰越金があるという実情もあって、各事業において必要な活動、財政的観点等を勘案して妥当な特別会費の徴収額について検討、試算をした。その詳細は、議案書の第5で御説明を申し上げている。

その支出額についてであるけれども、議案書の第4に記載の複数弁護士による加算制度の運用見直しという事業の充実を見越して支出を考えている。これについては、ワーキンググループにおいて検討を行う過程において、関連委員会とも適宜連携しながら、支援拡充策を検討した結果、今般実現に向けて検討を進めている。

また、各事業の今後の申込件数、支出額の予測などが、議案書の参考資料5にまとめられており、このうち全体の収支予測をまとめたものが議案書の参考資料5のうちの収支額の推移という資料である。

この中で月額800円への減額を採用したということであるけれども、これは繰越額が多額であることから、特別会費の負担を減少させるということを考えて、他方、収支予測と実情に多少のずれがあっても事業を継続できるという観点から採用したところである。また、徴収期間については、少年・刑事財政基金と同様、一定の期間を置いて事業の進捗状況、事業を巡る情勢を確認しつつ、以後の展開について再検討をするという観点から、従前どおり新たな額の会費になってから約3年を徴収期間とするということとした。

この議案の内容、すなわち特別会費の徴収額と徴収期間について、議案として提出に先立って各弁護士会に御意見を伺ったが、こちらも大多数の会に御賛成を頂いた。

以上が第10号議案であるが、第11号議案は、共同法人である会員についても同様の定めをすることである。第12号議案は、これらの議案を御承認いただいた場合には、2022年度（令和4年度）の4月から6月までの収入額が減少するため、これに併せて議案書記載のとおり、暫定予算を変更するという内容である。以上、よろしく御審議を頂きたく、お願い申し上げます。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

堀江佳史会員（和歌山） 「第10号議案の、いわゆる7援助事業についての質問をさせていただきます。

日弁連は、令和2年の2月21日に公的年金に係る行政不服審査について、弁護士による代理援助を可能とする改正を行うことを求める意見書というのを発出している。現在、審査請求等の行政不服審査について、一定の限られた分野について、いわゆる特定援助対象者についてのみ法テラスの本来事業の代理援助が可能となっているのだけれども、これを年金の分野にも拡充すべきだという意見書を発出している。

ただ、現時点で現在までのところ、そういったところについて、実現しそうな状況ではないと思っている。そこで、それまでの間、こういった委託援助事業を実施するかということも検討する必要があるのではないかと思っているが、現在のシミュレーションにおいても、例えば900円を維持した場合においても、繰越金は漸減するわけであるけれども、2025年においても6億5,000万円となり、800円に減額したとしても2025年においても5億円弱の繰越金があるということなので、執行部の先生方に伺いたいのは、そういった7委託援助事業について拡充とか充実させたりしても、まだこういった委託援助事業を維持することが可能であるという、そういったことを踏まえて御提案いただいたのかということを確認させていただきたいと思う。」

八木副会長 「まず、御質問に端的にお答えすると、今回のシミュレーションに当た

って、公的年金に係る不服審査等についての活動を検討したかということであるが、それについては具体的に検討はしていない。

しかし、例えば今御指摘のあった分野であるとか、それから、その他にもいろいろな分野でこういう援助ができないのかというような御意見があるということも承知している。

であるから、このシミュレーションでは具体的に考慮はしていないが、どのような分野でのどのような活動が必要かということについては、例えば関連委員会からの御意見などをよく拝聴するようにして、今後の展開について、どういった活動が必要か、また実現できるか、それはまた実現可能性という面もあるけれども、そういった点から随時検討していくということが必要であると考えている。以上、お答え申し上げます。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

石田愛会員（第二東京） 「刑事弁護の第7号議案から第9号議案について、賛成意見を述べる。提案理由を拝見し、近年の少年・刑事財政基金の収支状況に照らして、今後の支出拡充策の整備も見据えつつ、特別会費額を一定限度減額する本議案は、基金の目的と収支のバランスを考慮した合理的な提案であると考えている。月額にして300円の減額は、個々の会員にとって大きな負担軽減とは言えないかもしれないが、単年度で多くの繰越金が発生した状況を受けて、早期に改正案を取りまとめていただいたことについて、まずは感謝する。

さて、300円という額について、現状を前提として会費の減額のみを考えれば、更なる減額も可能に見えるかもしれない。ただ、刑事弁護に携わる者として、日弁連、弁護士会は、引き続き公的弁護制度の逮捕段階の拡充を求め、更に時代のニーズに合わせた施策を実現するための取組を進めていくべきだと考えている。そして、そのための原資が十分に確保されることが必要であるので、300円というのは、バランスがよい額であると考えている。

すなわち、今回出されている提案理由を拝見すると、この第4の3項を見ると、支出対象事業の拡大項目と援助内容として、具体的に議論が進められているものが幾つか挙げられている。いずれも、これまで実現を強く望んできたものばかりである。

例えば、当番弁護士制度の安定的な運営と更なる充実、援助事業の利用促進を図る取組を強化していくべきだと考えられるところ、当番弁護士制度等の対象を受刑者らに拡大することや、当番弁護士に対する遠距離接見援助等が実現されれば、その一助となる。

また、更生支援計画作成等の費用の援助については、現状弁護士会によっては独自の援助制度を用意しているところもあるが、全国的に見れば十分ではないと思われる一方、ニーズとしては相当程度あると考えている。

私自身の経験で恐縮であるが、これまでに何らかの障害がある方、あるいは障害があると思われる方の刑事事件で、社会福祉士や精神保健福祉士に依頼して更生支援計画を作成していただいた件が複数ある。更生支援計画作成等には一定の費用がかかる

ものの、再犯防止や更生支援といった観点からは一定の意義を感じており、援助制度が拡充されることによって、このような取組が全国的に更に広まることは、非常に有意義であると考えている。

他にも当事者鑑定費用の援助を始め、今回挙がっているような援助の拡充を御検討いただいていることは、刑事弁護を担う一会員としても非常に心強く感じ、是非早期に実現していただきたいと期待している。

このような刑事弁護活動を支える援助を拡充するための原資を確保していただくという観点から見たとき、繰越金や今後の収支予測を考慮すると、300円の減額であれば原資が不足する心配をせずに、援助の拡充が実現できると考えられることなどから、今回の議案はバランスがよく、加えて将来的に国費化することを見通したときには、低廉な報酬額とならないための足掛かりと捉えることもできる。

以上のような観点から、賛成意見を述べる次第である。」

谷萩陽一会員（茨城県） 「第10号議案から第12号議案、その他7分野の法律援助事業の議案について、賛成の立場から討論に参加する。まず、この事業の継続が必要であるという点である。

この7事業は、いずれも弁護士が支援することが相当であり不可欠な分野である一方、経済的な事情などから、積極的に声を上げることが難しい方々を支援する公益性の高いものである。こうした事業は、公益性の高さからすれば、本来公費による支援が行われるべきであるにもかかわらず、これが十分に行われていないという分野であり、引き続き事業を継続することが必要である。

幾つか例を挙げると、精神障害のある方の支援については、本年の人権擁護大会において、精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議が採択された。そこでは、現行の強制入院制度の廃止を訴えている。退院請求などの法的支援の一層の充実が必要であることは明らかである。

また、児童虐待は30年連続で増え続けている。最近でも悲痛な報道がされている。こうした事件を少しでも減らして子どもの権利が適切に保護され行使されることに弁護士が貢献することは当然のことである。

さらに、近年では、犯罪被害者法律援助について、申込件数が大きく伸びている。2018年に一部の国費化がされたけれども、まだまだ十分ではない。中長期的な観点で、国費化、公費化の取組を進めていく必要があると思う。他の事業についても同様にそれぞれ事業の継続が必要である。

ところで、今回の提案では、現在原則として運用が停止されている複数弁護士による加算制度を復活させることが想定されている。複数弁護士加算制度は、特に複雑、困難な事案に適切に対処するために会員からも一定のニーズがあると思う。

このシミュレーションでは、10%が複数受任となるとして計算がされている。この点の見直しは、法律援助事業の活性化に資するものであり、歓迎すべきものと考えられる。

次に、この事業を継続するための特別会費の金額についてである。この事業は、会員

の特別な会費による負担で担われているので、会員の負担についても十分な考慮が必要である。現状では、法律援助会計において、11億円を超える繰越金が見込まれており、これは現在の会費の徴収が始まった時点、2年前の時点より増大をしている。年間の支出額が約6億6,000万と想定されているので、単年度支出を大きく超える繰越金となっている。会計に過大な余剰が生じるような運用は、やはり慎むべきであり、このような財政規律の観点から、本来の予定より1年早く特別会費の額を100円減額することが提案されたものと理解する。

シミュレーションでは、2024年度末の繰越額が5億7,500万と想定されている。こうした想定は、事業の継続的、安定的な運営と会費の負担のバランスを考慮したものであり、妥当なものとする。以上の理由で、この第10号から第12号の議案に賛成する。」

武内更一会員（東京） 「第7号から第12号の議案に反対する。そもそも私は最初から、弁護士会が自腹を切ってそのお金を出して、本来事業化を目指すという考え方に反対である。本来、弁護士会の主張としては、公費、国費をもって充てられるべきだというのが基本である。それを一体何年やってきたのかということである。特に7援助事業については、ほとんど国家予算は増えてない、全然出ていないのが実態である。ごく僅かだった。

つまり、自腹で日弁連がやっていて、できているという形でやった場合、それはもう戦略的な失敗ではないのか。であるから、その必要性ということは、必要性の部分で訴え、多くの人々に納得を得てもらって運動化する。ここに日弁連は立たなければいけないのではないかと思う。

今回の議案は、金額を少し下げるといふところがある。先ほど申したように、余計に取り過ぎたのであれば、減額するのは当たり前のことである。しかし、セットでこの実施を延長するという内容が含まれている。いずれも既存の総会決議では、2023年6月まで、あと1年半ということでは決まっていたはずである。

これを今の段階で、その際に2年延ばすということをやっているならば、いくらでも日弁連は出していくんだろうという流れになるのではないか。この7援助事業の本来事業化というのは、遠く先に幾らでも延びていくんだと思う。こういう戦略は誤りである。

しかも、少年・刑事の援助については、相手が日本司法支援センター、法テラスである。完全に法務省傘下、法務大臣の認可がなければ何もできない構造になっていて、役員なども法務大臣の指名でもって選ばれている。そういう組織である。法務省の価値観で物が動いている。

だから、刑事弁護人の活動についての法テラスからのお金について、会員から異論が出ている。刑事弁護人としての活動が、まともに評価されていないという意見が多数出ている。そして、実費などについても、ごく少数の金額しか出ない。完全にそれは法務省の物の考え方、執行猶予を取った場合、無罪を取った場合、また不起訴にした場合、そういうことについての明らかに法務省の目線、価値観が入っている。それで、刑

事弁護士としての活動が評価されたと言えるだろうか。

であるから、法務大臣の権限下の機関に任すこと自体が、私は反対なのである。この問題は、既に総会決議が決まっている以上は、そこまでやるにしても、それで終わりにすべき、終わりにするということを日弁連がむしろ宣言したほうが、この事業の国費化、公費化ということに向かう可能性が出てくるのではないかと、私は思っている。以上から、この議案には全て反対する。」

及川智志会員（千葉県） 「武内会員とは違う方向からなのであるが、執行部の皆様に減額の努力をしていただいたことには、それは大いに敬意を表す。

ただ、率直に言って、第7号については300円かと。300円下げるぐらいだったら、もっと有効に使っていただけないのかと思う。第4の3のところ、支出対象事業の拡充について述べられている。先ほど、最初に御意見いただいた方も述べていたけれども、具体的な議論として当番弁護士制度及び被疑者援助制度の対象を受刑者らに拡大すること、更生支援計画作成等費用の援助、記録謄写費用及び当事者鑑定費用の援助、取調べの弁護士立会いに対する援助、勾留からの身体拘束解放に関する被疑者援助、当番弁護士に対する遠距離接見援助等、いずれも重要なことであるので、是非拡大していただきたい。

そして、その後のほうにも書いてあるが、国選弁護人の報酬額は十分なものと言えない。そこについても特別会費の中から充てていくことも考えられていいのではないかと。本来は武内会員が述べたとおりで、国が出すべきことで、私たちのお金から出すというのはおかしいと、理論的にはそうであるけれども、ただ、一生懸命やって報われない額の会員がたくさんいらっしゃるとすれば、それは日弁連として、この300円下げるよりは、より有効に使うことを考えたほうがいいのではないかと思う。

それと刑事司法改革の取組のための事業、これが現時点では支出の対象外とここにも書いてあるけれども、これも300円下げるよりは、有効に使って切り開いていただけないかと思っている。

それから第10号、民事のほうであるけれども、7援助事業については、これも国がお金を出すべき、それは全くそのとおりである。ただ、簡単にいかないという現実がある中で、どうすればいいのか。やはり全国で多くの会員が取り組んでいかなければ、公費化というのは実現できないのではないかと、現実のハードルがあるのではないかと思う。

ただ、じゃあ皆やってよと言っても、報酬も低いし苦労ばかりで、これどうなのという話になるわけであるから、やはりそれなりの報酬を付けなければいけない。そして、件数を増やしていく、全国的な取組にしていかなければいけない。そのために、お金を使ったらいいのではないかなと思う。100円下げるよりは、そういう事業にお金を使っていただきたいと思っている。そういう意味から、ちょっと迷ったけれども、反対する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る

旨を宣した。

まず、第7号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第8号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第9号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第10号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

続いて、第11号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第12号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

[第13号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る弁護士会の懲戒の通知に関する規程制定の件

[第14号議案] 共同法人会員基本規程（会規第105号）中一部改正（第22条・業務範囲外法律事務の禁止等）の件

議長は、第13号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る弁護士会の懲戒の通知に関する規程制定の件」及び第14号議案「共同法人会員基本規程（会規第105号）中一部改正（第22条・業務範囲外法律事務の禁止等）の件」を一括して議題に供した。

三原副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

それでは、第13号議案と第14号議案について、御説明申し上げるので、御審議をお願いする。まず、この議案の審議に当たり、事前に一言お詫びを申し上げないといけないということがある。

本日、御審議をお願いする第13号議案であるが、こちらは今年の6月11日の第72回定期総会において、実は同じ議案を上程していた。しかしながら、一連の多数の議案を審議する際において、第13号議案に相当する議案が、実は採決から漏れてしまったということがあった。このため、今回内容は変更していないが、改めて御審議をお願いするということであって、この点について、大変不手際があったということをまずお詫び申し上げたいということである。

この状況は、当日は分からなかったわけであるが、その後この状況、採決漏れが起こったことが分かり、今年の8月19日に日弁連の理事会に、早速御報告した。そして、その後、8月末に発行した理事会報告というFAXニュースにおいて、会員の皆様

にも、こういったことが起こったんだということをお伝えしてお詫びをしているわけである。

当時の確認は、私もいたけれども、ちょっと気が付かなかったということで誠に申し訳ないと思っている。確認不備ということであって、こちら執行部及び事務局としても、総会運営として大変不手際があったということ深く反省して、今後このような採決漏れがないようにということで、再発防止に努めるということである。こちらについては、改めてお詫び申し上げたいと思う。

それでは、第13号議案と第14号議案の審議の内容に入りたいと思う。提案理由である。まずこの6月11日の総会でも御説明したが、いわゆる外弁法が改正されたということである。そして、外弁法の改正によって、いわゆる弁護士法人あるいは外国法事務弁護士法人というもののほかに、共同法人というものが法律上創設されるということである。正式には、弁護士・外国法事務弁護士共同法人という名前になるが、名前が長いので、共同法人と称させていただく。

こちらが、いつできるのかということであるが、改正法の施行は、昨年5月22日に可決された日から2年6月を超えない範囲内で施行されるということ、恐らく来年の11月に施行されるということが見込まれている。

このため、日弁連では、新しい共同法人制度についての会規、会則等を改正しているということであるが、その際に第13号議案の採決漏れが起こったけれども、これも含め、今回二つの議案をこれまでの御審議いただいた結果に補足して補充という位置付けで今回御提案をさせていただくというお願いである。

第13号議案については、共同法人の懲戒に関する通知の規程である。既に懲戒そのものはあるが、通知に関する規程だけが残ったということであって、内容は、6月11日の前回総会から変更はない。

また、第14号議案について、この内容はどういうことかということ、既に6月に可決していただいた共同法人会員基本規程第22条という規定がある。この規定にいわゆる不当関与等ということに関する各弁護士会と日弁連の調査権限が及ぶという規定を追加するものである。

また、これに対して会員の方にも、調査協力義務があるということをお知らせすることである。不当関与というのは、御承知のとおり、外弁の方は職務が限定されているので、それを超えての関与ができないということをお知らせしている。

これは、いわゆる外弁法の改正をして、外国法事務弁護士が我が国の弁護士等を通じて権限外法律業務を行うことを防止することが、この趣旨である。

そこで外国法事務弁護士等が、いわゆる雇用弁護士に対して、弁護士の不当関与を禁止するという規定はあるわけであるけれども、実効性確保のためには、日弁連としては、従前からいわゆる外弁規則、外国法共同事業に関する規程において、不当関与の禁止のほかに、弁護士会と日弁連の調査権限というものがある。また、調査協力義務というものを会員の方に課すという形になっており、今回改正外弁法で共同法人ができた。それに応じて、どういうことをしたかと申すと、6月の総会で外国法事務弁護士等又は共同法人等に関する規程において、共同法人の外国法事務弁護士である社員が不当

関与することはできないという規定を置いたが、弁護士等を雇用しなくて、外国共同事業も行っていないという共同法人における社員相互間の不当関与については、これはこういった調査権限等調査協力義務の規定までは置かなかっただけでも、その後、6月の総会が終わった後に、更に検討を進めた結果、改正法で不当関与が禁止されている範囲については、これは明確であるが、やはりそれについても弁護士会と日弁連の調査権限は等しく及ぼすべきであろうということが整合的であるという考え方、また、不当関与の問題についての懸念があるということが改正法の国会審議の附帯決議の中でも示されたという趣旨を踏まえると、やはり弁護士等を雇用しなくて、かつ外国法共同事業を行っていない共同法人についての社員相互間の不当関与についても、同じく弁護士会と日弁連の調査権限を規定する、また、それに対して、会員サイドの調査協力義務を規定するというところまで、やはり整備しておくべきだろうという考え方に至り、今回この第14号議案を上程させていただくという運びになった。

以上、これは法改正の趣旨と我々弁護士の在り方についての考え方を整理したということであるので、是非そういった点も含めて、よろしく御審議をお願い申し上げる次第である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

出井直樹会員（第二東京） 「賛成意見を述べる。第14号議案については、副会長から御説明があったとおり、法律による不当関与が禁止されている範囲、これについては弁護士会及び日弁連に調査権限を与えると、漏れなく及ぼしていくという趣旨であるので、正に前回総会で議決したものの、これを補充するものということになるかと思う。

共同法人制度の導入に向けた整備の一環として提案に係る規程上の措置をすることが相当であると考えます。これも御説明のとおり、現在、昨年5月に成立した法律に基づいて、日弁連及び弁護士会で会規上の措置を準備しているところである。

先ほどの御説明だと、来年の11月には施行されるということである。その準備に遅れを来さないためにも、本総会において本議案、それから第13号議案もそうであるが、いずれも可決していただくことが必要であると思う。

さて、第13号議案であるが、採決漏れという珍事、恐らく球史に残る珍プレー、別にこれは誰が議長をしていたからと言うわけではないが、日弁連総会史に残る珍事であるかと思う。こういうことはあってはいけないことで、私もかつて総会事務の責任者をやっていたけれども、執行部及び事務局におかれては、先ほど副会長から御説明があったとおり再発防止に努めていただければと思う。

ただ、思い起こすと、確か十数個の議案を一括でというかどどんベルトコンベア式に採決をしていった、その中で起こった過誤であるということであったかと思う。これ議長団、執行部だけが気付かなかっただけではなくて、その議場にいた、私も議場

にいたわけであるが、誰も気付かなかった。これだけ法律の専門家がいて、誰も気付かなかったということである。だから、そこはやはりそもそもああいう議案の立て方、採決の仕方がどうだったのか、ヒューマンエラーにもう少し配慮した議案の立て方、採決の仕方はなかったものかと、かつての責任者としては、感想として述べておきたいと思う。もちろん、第13号議案の内容には賛成である。

最後に、議長には、今回こそ漏れがないように、しかと決議いただいて、完全なものにしていただくということをお願いして、賛成討論を終わる。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第13号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

次に、第14号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

議長は、全ての議事の終了を宣した。

荒会長から次のとおり挨拶があった。

まずもって皆様方、全ての議案、1個の議案も抜かすことなく、全ての議案について、皆様方に御審議を頂き、御承認を頂いたことを心より御礼申し上げる。

私たちは、昨年度の執行部からもう決算が出る前から、一般会費の値下げをしなければいけない。やはり会員の皆様方が今大変な思いをしている時に、私たちも急いでスピード感をもってやらなければいけないということで、前年度から検討を開始して、ようやくこの臨時総会に間に合わせる事ができた。

あわせて、普通ならば3年やり過ぎすこともあり得るわけであるけれども、3年やり過ぎさないで、特別会費についても見直しをする。できれば少年・刑事については、払えるところは払っていくと。さらに再犯防止についても取組をしていく、そういうようなことのできる、そういう改定作業をしていきたい。

法律援助事業についても、下げられるべきは下げる。そして全体的な金額の改定というものをする中で、とりわけ法律援助事業については、皆様方から要望の強かった共同受任ということ認めていくようにしていくということ念頭に置きながらの改定作業をするというようなことを我々は準備したいというところで、2年をかけてここまで来た。ようやくこの度、全ての議案について、皆様方に認めていただいた。

私たちは、念頭に置いたのは、スピード感というだけではなくて、もう一つ次の執行部がまた新しく検討できる余地を残すということである。次の執行部が、裁量をもって何をするか、したいことをちゃんとできる財政的な裏付けがあるようにしていくということも、私たちの大きな責務であると考えて、そのことも念頭に置きながら、今回

のお金の改定作業ということをさせていただいた。何とか、皆様方に御理解を頂いて通すことができたこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、私たちの執行部、とりわけ私は2年の任期の残すところあと4か月ということになった。様々な取組をさせていただいたけれども、この総会を含めまとめの作業の段階に入ってきた。御承知のとおり、法曹人口の問題についても、この年明けから最終的な議論に移っていく。

それにもまして、一番大きく今流れが来ているのは、IT化である。民事訴訟のIT化のほか、刑事手続のIT化、更には民事調停や民事執行のIT化ということで、三つの分野でIT化が進んでいるという状況にある。

これは何を意味するかというと、情報セキュリティということが大丈夫なのかということである。私たちの持っているルールは、それに耐えるだけのものになっているのかというようなことが問われるに至った。

私たちの執行部では、早速、ワーキンググループを作って、この三つの流れに対応できるような情報セキュリティの規約というものの原案を作るという作業をやってきた。ようやくその形ができて、皆様方の弁護士会に照会をする、また関連委員会に照会するという作業ができるようになり、これは私たちの年度ではなくて、場合によっては定期総会のマターになっていくのかと思っている。その準備をこの3月までにしっかりやって、引き継いでいきたいと思っている。

もう一つは、F A T Fの問題である。新聞報道等で、皆様方も御存じのとおり、厳しい評価が下されたことによって、私たちもその対応を迫られることになる。私たちは、S T Rというもの、我々は依頼者密告制度とも呼んで闘いをやらせていただいたが、私たちの弁護士自治を守るためにも、私たちの持っている会規というものを、場合によっては見直し作業をするということの準備もしなければならない。

これもまた私たちのところで可能な限りの準備をして、次年度にやっていただけるように、準備作業を進めていくというようなことになるのかと思っている。

もう一つは、共同法人について、先ほど議決を頂いたが、私ども日弁連だけではなくて、各弁護士会において規約の整備をしていただくということも、次年度のマターとなるということで、私たちもできる限りその規約が作りやすいような状況を作っていくということもやっていきたいと思っている。

今日、理事の皆さんにもたくさん来ていただいたけれども、私たちは、理事の皆さんと共に、そして15人の副会長と共に、残された1日1日を大事にしながら、会務に積極的に取り組んでいきたいと思っているので、引き続き、私たちに御支援、御協力を頂きたいと思う。

議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以 上

(調査室囑託 矢野亜紀子 中村裕也)